

八尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 第1条～第3条 略 （本市が行う事務の特例） 第4条 本市は、第2条に規定する事務のほか、広 域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給 に係る申請書の提出の受付を行うものとする。</p>	<p>附 則 第1条～第3条 略 （本市が行う事務の特例） 第4条 本市は、第2条に規定する事務のほか、広 域連合条例附則第3条第1項の傷病手当金の支給 に係る申請書の提出の受付を行うものとする。</p>